

専決処分の報告について
(市道久米若狭線における車両損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 18 日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 市道久米若狭線における車両損傷事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 豊見城市豊見城在住

賠償 額 13,282 円

3 和 解 事 項

- (1) 那覇市は、賠償の相手方に対し、那覇市の責任割合を 3 割として上記の賠償額を支払う。
- (2) 那覇市と賠償の相手方は、本件事件に関し、上記賠償額のほか何らの債権債務のないことを確認する。